

平成28年度第10回清須市農業委員会議事録

召集年月日 平成29年1月20日(金) 午後2時

召集場所 清須市役所 南館3階 大会議室

開 会 平成29年1月20日(金) 午後3時5分

出席委員 17名

1番 大橋 浩 2番 渡辺 秋郷 3番 山田富士雄 4番 横井 満之

————— 6番 齊藤 嘉男 7番 横井 忠勝 8番 中野 浩光

9番 猪子 勝三 10番 加藤 重雄 ————— —————

13番 石塚 芳政 14番 加藤 定雄 15番 後藤 鉄雄 16番 後藤 末秋

17番 加藤 和伸 18番 星野 満 19番 木村 芳彦 20番 加藤 頌茲

欠席委員 3名

5番 浅井 尊弘 11番 花木 満 12番 石黒 鉦俊

本会議に職務のために出席した者の氏名

事務局長 石田 隆

主 事 石塚正己、安藤 敏秀、野口 泰司

議事日程

1 提出案件

(1) 議決案件

議案第29号 農地法第52条の規定に基づく農地の賃借料情報の提供

議案第30号 農地法第4条第1項の規定による許可申請 …………… 2件

(2) 報告案件

報告第30号 農地法第32条の規定による利用意向調査等実施報告

報告第31号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出 …………… 1件

報告第32号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出 …………… 7件

2 その他

事務局 長 こんにちは、産業課長の石田です。本日、浅井会長と職務代理者の花木委員が欠席のため、農業委員会事務局長の私が一任されましたので、お二人に変わり司会、進行をさせていただきます、不慣れな点もございますがよろしくお願いいたします。

それでは、改めまして明けましておめでとうございます。寒さも厳しい折、インフルエンザも蔓延しております、委員の皆さまにおかれましては体調管理に、十分注意してください。

では、ただいまから、平成28年度第10回清須市農業委員会を開催いたします。本日の出席議員は17名で、浅井会長、花木満委員、石黒鉦俊委員から欠席との連絡が入っております。定足数に達していることをご報告いたします。

次に、本日の議事録署名者を指名させていただきます、本日は2番、渡辺秋郷委員と、3番、山田富士雄委員にお願いしたいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

ありがとうございます。本日の議事日程は、お手元に配布したとおりです。

「1 提出案件」「(1) 議決案件」について、

- ・「議案第29号 農地法第52条の規定に基づく賃借料情報の提供」
- ・「議案第30号 農地法第4条第1項の規定による許可申請」2件

「(2) 報告案件」について、

- ・「報告第30号 農地法第32条の規定による利用意向調査等実施報告」
- ・「報告第31号 農地法第4条1項7号の規定による届出」1件
- ・「報告第32号 農地法第5条1項6号の規定による届出」7件

です。それでは「議案第29号 農地法第52条の規定に基づく農地の賃借料情報の提供」を議題といたします。事務局に説明を求めます。

事務局 議案書1ページをご覧ください。この議案を提出するのは、農地の賃貸借契約を締結する際の目安となるよう、農地法第52条の規定に基づき平成28年1月から12月までに農地法及び農業経営基盤強化促進法の規定により農業委員会を通じて賃貸借契約の締結のあった農地の賃借料を公表するためです。

2ページをご覧ください。平成28年中に賃借権の設定された件数は1件で、10aあたり13,300円です。次のページに過去3年間の実績

を掲載しましたので参考にご覧ください。なお、この賃借料には、拘束力はなく賃貸借契約を締結する際の参考として情報提供するものです。実際の契約の際には、貸し手と借り手の両方で協議の上、賃貸借契約を締結することになります。以上です。

事務局 長 説明が終わりました。この案件について、ご質問、ご意見などございましたらお伺いいたします。ご意見ございませんか。

なければ、この案件について、当農業委員会として承認してよろしゅうございますか。

(「異議なし」の声あり)

ありがとうございます。では、この案件について、承認することといたします。なお、この情報は、2月1日より市の窓口、ウェブサイトにて公表します。

続いて、「議案第30号 農地法第4条第1項の規定による許可申請」について、2件ありますが、関連ですので一括して事務局に説明を求めます。

事務局 議案書4ページ、番号4、番号5をご覧ください。

4番の申請地は、春日新田___番、登記、現況ともに田、面積471㎡、春日新田___番、登記、現況ともに田、面積478㎡、2筆の合計面積は949㎡です。5番の申請地は春日郷ケ島___番、登記、現況ともに田、面積465㎡、春日新田___番、登記、現況ともに田、面積617㎡、2筆の合計面積は1,082㎡です。いずれの土地も市街化調整区域内の農地です。

申請者は、それぞれ_____様、_____様で、露天駐車場にするための農地転用です。申請地付近の_____様より申請地を駐車場として借りたい旨の申出が両申請人にあり、両者での取り決めにより申請人が駐車場を整備することとなり、4条での申請となりました。

申請地の農地区分は、住宅、店舗、事務所その他事業用施設が連たんしている区域に位置していることから「運用通知第2の1の(1)エ-(ア)- b -(a)」に該当し、第3種農地と判断でき、原則許可となります。また、一般基準についても他法令の許可見込みがあるなど、特段の問題はありません。以上、説明を終わります。

事務局 長 この案件について、ご質問、ご意見などがあればお伺いいたします。委員のみなさんで何かありませんか。

(「異議なし」の声あり)

地元の星野満委員、どうでしょうか。

星野満委員
事務局 長

4番、5番とも問題ありません。
他に何かご意見などございませんか。なければ、この2件について、当農業委員会として「許可相当」として、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

ありがとうございます。では、この案件について、「許可相当」との意見を付して県に進達することといたします。

続きまして、「(2) 報告案件」に入ります。「報告第30号 農地法第32条の規定による利用意向調査等実施報告」でございますが、事務局に説明を求めます。

事務局

議案書5ページをご覧ください。昨年の10月31日と11月1日に行いました農地パトロールにて行った利用状況調査の結果に基づいて、11月の農業委員会の議決を経て利用意向調査を行いました。その結果をとりまとめましたので報告します。対象の筆数を単位として取りまとめており、調査を行った164筆のうち6割ほどから回答があり、そのうち半数強が自ら耕作するとの回答でした。その他の回答としては、耕作はしないものの維持管理は行っていくという回答が多数ありました。また、調査票を送った後、所在の誤認が確認されたものが3件ほどありました。

個別の状況の一覧を机上にて配布していますので、議案の表と併せて参考にしてください。なお、一覧は個人情報が含まれているため、第三者に内容を伝えないなど取扱いに注意して下さい。

事務局 長

ただいま事務局から利用意向調査の結果について報告がありましたが、何かご質問、ご意見などありませんか。

加藤頌茲委員

結果を見るとね、半数以上が未回答だが今後の対応はどうしていくつもりなのか。

事務局

現在のところは、利用意向調査や草刈りのお願いの文書などを送付しているのが現状です。今後は、農業委員会の組織が新しくなり農地利用最適化推進委員が委嘱されることから、状況によっては個別訪問などを行っていくことが考えられます。

加藤定雄委員

すみません。春日地区も調査したはずですけど、一覧に載ってませんよ。

事務局

申し訳ありません。調査結果の途中までしか印刷していないものを配布しておりました。春日地区も含めて西枇杷島町小田井以降の

結果が切れてしまっています。お手数ですが、一度回収した上で次回の農業委員会にて再度配布させていただきます。

- 渡辺委員 一覧の項目について、説明してください。
- 事務局 (項目の内容について説明)
- 石塚委員 こういう未回答のところは、我々農業委員が話しをしにいてもいいかな。
- 事務局 事務局だけで遊休農地の解消を行っていくことはできませんので、委員さん個々でそういう指導をしてもらうことはいいことで、ぜひ協力をお願いします。遊休農地や荒廃農地をどのように解消していくかは、今後も検討していかなくてはならない課題であると考えています。
- 加藤頌茲委員 一覧の中にある「農家台帳登載なし」とはどういう意味ですか。
- 事務局 農地パトロールの際、調査は行ったものの、一覧を作成する際、調べたところ農家台帳上載っていない土地のことです。
- 加藤頌茲委員 農家台帳からもれていたということですか。
- 事務局 そういうことではありません。調査の際は、地図だけで判断してましたので、その土地が農地であるかどうかを確認することができませんでした。特に市街化区域内の草生えの土地は、既に転用されているものや、農地であるのか宅地であるのかがわからないところが多くありました。農家台帳に載っていない土地は、基本的には農地としての取扱いは行っていません。
- 石塚委員 税務課の農地の情報と違うということはないですか。
- 事務局 農地法の規定により課税台帳と照合することになっていて、課税と農地台帳上の扱いは同じです。
- 加藤頌茲委員 農地じゃないところであれば、登記地目や所有者が空欄になっているけど、そこも載せたほうがいいんじゃないの。
- 事務局 個人情報の取扱いから農業委員会の権限では、登記か現況の地目が田、畑などの農地でないところの土地の情報は閲覧できないようになっています。必要に応じて、税務課に情報の提供を求めることはできます。
- 加藤頌茲委員 それであれば、農地とは関係ない土地については一覧から消したらどうですか。
- 石塚委員 調査をしたところは、たとえ農地でなくても載せておいたほうがいいんじゃないですか。
- 事務局 石塚委員の言われるとおり、調査をしたところはすべて載せまし

た。市街化区域については、現状農地であるかどうか判断できないところもありますので、来年度以降の調査の資料とするためにも載せています。

加藤頌茲委員 資料がわかりにくいので、次回配布する際は内容を工夫してもらえませんか。

事務局 わかりました。項目が多くわかりにくい内容ですので、掲載内容を考えて、作成します。

事務局 他に何か質問などございませんか。

議論も出尽くしたようですので、「報告第31号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出」に入ります。読み上げますので、地区の担当委員さんは、何かありましたらお願いします。

6ページをご覧ください。29番、西田中松本____番、登記畑、現況宅地、始末書添付の再転用の届出です。地元の中野委員、どうでしょうか。

中野委員 問題ありません。

事務局 この件について、他に何か質問などございませんか。

質問などがなければ、異議なしとさせていただきます本委員会として承認いたします。

(「異議なし」の声あり)

続きまして、「報告第32号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出」に入ります。読み上げますので、地区の担当委員さんは、何かありましたらお願いします。

7ページをご覧ください。122番、西田中城下____番、登記田、現況雑種地、宮田用水決済賦課金済みの届出です。地元の中野委員、どうでしょうか。

中野委員 問題ありません。

事務局 123番、清洲三丁目____番、登記、現況ともに畑で再転用の届出です。

事務局 花木委員より問題ないと聞いております。

事務局 124番、寺野花園____番、____番、登記、現況ともに畑の届出です。

事務局 浅井会長より問題ないと聞いております。

事務局 125番、一場御蘭____番、登記、現況ともに畑の届出です。地元の加藤重雄委員、どうでしょうか。

加藤重雄委員 問題ないです。

事務局長 126番、一場御菌____番、登記、現況ともに畑の届出です。こちらの地元も加藤重雄委員、どうでしょうか。

加藤重雄委員 問題ないです。

事務局長 127番、西市場三丁目____番、登記、現況ともに畑、再転用の届出です。

事務局 花木委員より問題ないと聞いております。

事務局長 128番、廻間一丁目____番、____番、登記田、現況畑、宮田用水、福田悪水決済賦課金済みの届出です。

事務局 花木委員より問題ないと聞いております。

事務局長 以上の件について、何か質問などありませんか。

質問などがなければ、異議なしとさせていただき本委員会として承認いたします。

これで、本日予定されておりましたすべての議案が終了しました。この際、何か質問・意見などございませんか。

なければ、「2 その他」に移ります。事務局からお願いします。

事務局 特にありません。

事務局長 それでは次回の開催について確認します。平成29年2月20日、月曜日、午後2時から、場所は清須市役所南館3階第3会議室にて開催予定です、この会議室の向かいになりますので、よろしく申し上げます。

それでは以上をもちまして、平成28年度第10回農業委員会を閉会します。

—終了時刻午後3時5分—

備考 個人情報に当たるとの考えから、議事録中の具体的な個人名などは「_____様」、地番は「____番」との表記で省略して記載しています。